

日本古代国家の政治形態に関する研究¹

姜雨婷²

要旨：本稿は初期国家形成期から平安時代までの日本古代国家政治形態の変遷過程を全面的に検討した。早期の日本は部落連盟共同体から、邪馬台国、大和朝廷へと相次いで進化した。初期国家の政治形態には集権と分権が並立する特徴があり、不安定な状態が続いたことから、大和朝廷は中国大陸の政治制度を導入することによって中央集権の政治体制を築いた。しかし、国情の変化に伴い、平安時代に摂関政治と院政という貴族政治が現れ、私利私欲を追求する傾向が強いものであった。

キーワード：日本古代国家；形成過程；集権と分権；中央集権；貴族政治

1. はじめに

長大な歴史の流れの中で、日本古代国家の政治形態は恰も奥深い絵巻のように、多様な色彩と模様を呈しており、数多くの権力交代と社会変遷を目の当たりにしてきた。日本という東アジアに位置する神秘的な土地では、国家政治形態の形成と変遷において、多様な要素による影響を受けてきた。海に囲まれた独特な地理環境であるが故に、ほかの国と一定の距離を隔てる日本には、限られた空間内で独特な文化と政治システムを育むポテンシャルが潜んでいる。早期原始部落共同体の分散的統治から、統一された国家権力の構築へと移り変わる過程において、それぞれの段階は変革と魅力に満ちていた。

一般的に言えば、古代の国家政治において、宗教信仰が極めて重要な役割を持っている。神道教の神秘的教義と儀式は、日本古代国家権力の合法性に深く根ざしていた。宗教との緊密な結びつきは、日本古代の統治階層に神聖な衣をまとうせ、その統治が精神的な面で幅広く認同と支持を得ることができた。それと同時に、中国大陸からの先進的文明、例えば儒家思想、律令制度、漢化仏教などは、日本古代国家の政治形態の変遷に多大な影響を与えた。日本本土の政治文化が外来の政治要素と融合し、日本独自の風格を備えた政治制度と統治モデルの形成には大きな役割を果たしたと言えよう。

日本古代国家の政治形態に関する研究は、日本歴史の発展脈絡を深く理解するのに役立つ

¹ 本稿は2023年度遼寧省教育庁高等学校基本科研プロジェクト・一般プロジェクト【課題番号：JYTMS20230541】の段階的成果であり、中国国家留学基金の援助による研究成果でもある。

² 姜雨婷：大連外国語大学日本語学院講師、中国北東アジア言語研究センター研究員、大連市東アジア文化研究センター研究員、大連外国語大学日本研究院研究員、日本京都大学招へい外国人学者。

けでなく、人類社会の政治的変遷の多様性と複雑性を探るのに独特な視点も与えてくれるものと考えられる。当課題について深く検討することにより、異なる文化背景における政治制度の構築と運営メカニズム、そしてそれらが時代変遷と社会発展ニーズにどのように適応するかを学ぶことができるものと見られる。グローバル化の時代背景の下で、このような異文化間の研究はより重要な現実的意義を持ち、異なる国や民族間の相互理解と交流を促進し、現代社会の政治的統治に有益な参考と啓示を提供することができるものと思われる。

本稿では、日本古代国家の成立過程や平安時代までの日本国家政治形態の変遷についての詳細に考察を通じて、日本歴史の発展脈絡をより深く把握し、現代の国家運営に重要な啓示を与えるを試みる。

2. 日本古代国家の早期形成過程

日本列島では、山や川によって閉ざされた小さな盆地が次々と並んでいる。古代の日本人はそれぞれこのような狭い空間に集まり、異なる氏族共同体が形成してきた。強大な氏族共同体は通常、相手の共同体を壊すことなくその勢力を弱め、それから自らの共同体に取り込むという統治しやすい方法で勢力範囲を拡大した。このような政治原理のもとで、日本列島内部には徐々に小国³が林立する局面が現れた。時間が経つにつれて、数々の小国からなる部落連盟共同体が1世紀中期における日本の主な社会政治組織形態となった。日本の早期部落連盟共同体の絆は極めて脆弱で、各部落共同体は実力の上下関係に応じて、交互に中国との往来代表となった。同時に、部落連盟共同体首長は中国の冊封によって部落連盟共同体に対する統治権威を強化することができた。

2世紀中期以降、中国王朝は急激に衰え、日本の部落連盟共同体首長に与えた統治権威は日増しに弱まり、日本列島に潜在する多くの社会的矛盾がこれを契機に徐々に爆発してきた。2世紀70～80年代、日本九州北部では大混乱が起こった。部落共同体の首長らはもはや昔のように中国の王室権威に頼って戦乱を収めることはできないことに気づき、邪馬台国の巫女卑弥呼を王として擁立し、自発的に邪馬台国を中心とする超大規模な部落連盟国家を形成させた。この部落連盟国家は、当時において日本の階級社会発展の最も先進的な代表となった。人々は大人⁴、下戸⁵、生口⁶、奴婢⁷という四つの階級に分けられ、これにより、尊厳と卑屈がはっきりと分かれるようになり、大人と下戸が道で遭遇した際は、下戸が道を避けて草むらに入らなければならず、大人と話す際は、下戸は両手を地につけ、恭しくなければならなかった。下戸は邪馬台国に

³ 大規模な部落共同体。

⁴ 大人は豪族、奴隷主に相当する。

⁵ 下戸は平民あるいは自由民で、自分の家庭（「戸」）を持つ。

⁶ 生口は奴隷に相当し、元々は戦俘や犯罪者である。

⁷ 奴婢は奴隷に相当する。

租賦を納める義務を負い、社会的生産の中核的な力であり、戦時には主力でもあった。生口と奴婢は最も低い階級で、人身の自由がなく、終日働いていて、あるいは副葬品となり、中国に献上される貢ぎ物となる。

邪馬台国の統治機構は未だ極めて簡易であったが、当時すでに官制の芽が現れた。邪馬台国において、卑弥呼は最大の巫女であった同時に、最高統治者でもあった。卑弥呼が直接管轄する官吏は主に二つの種類に分けられていた。一つ目は邪馬台国国内の官吏で、もう一つはほかの部落共同体の統制を強化するために設けられた官吏であった。2つ目の官吏は主に大倭⁸、大率⁹、大夫¹⁰であった。3世紀の日本において、邪馬台国に類似した国家として、山陰の出雲国、山陽の吉備国、坂東の毛野国などもあった。これらの超大規模な部落連盟国家の政治構造と統治方式は日本古代国家の成立における重要な礎となったと言えよう。

4世紀に入ってから、朝鮮半島で高句麗が強盛な国家を築き、百済が馬韓五十余国を統一し、新羅が辰韓十二国を統一した。東アジアの各民族が相次いで古代国家を成立させる運動の一環として、日本古代国家も徐々に形成してきた。4世紀初期、瀬戸内海沿岸の多くの部落連盟国家は実力配置に基づいて連携し、畿内における最高政治首長が主導する畿内・吉備・北九州連合政権を形成させ、その政治勢力はほぼ日本列島の殆どの地域を覆っていた。これにより、日本古代国家——大和朝廷が成立した。

3. 集権と分権が並立する日本初期の国家政治形態

初期の日本古代国家は上下の支配服従関係が非常に緩やかな政治連合体であり、権力構造は各部落連盟国家の実力配置に左右されていた。当時、各部落連盟国家の実力は常に変化していたことから、初期の大和政権には大きな不安定要素が潜在していた。一旦、大和朝廷の実力が衰え、それと肩を並べる強大な勢力が現れれば、中央権力の帰属が変わるというリスクが極めて高いものであった。

中央権力を強化するため、大和朝廷は領土拡張に力を入れたと同時に、制度建設を絶えず強化し、整備を進めていた。征伐戦争の過程で、朝廷は俘虜などをそれぞれの職業や技能に基づいて異なる部に編入させ、元の地方首長に委託して統一的に管理させました。こうして、部民制は大和朝廷の基本的な経済制度となりました。これを基盤として、朝廷は氏姓制度の制定を通じて、各級首長層において固定された身分等級秩序を築き、初期政権の安定を維持しようと努め

⁸ 大倭は各部落共同体の貿易活動を監督し、全国の市場を管理する。

⁹ 大率は各部落共同体に派遣された検察官で、そこでの事務を監督するほか、軍事長官の性質も持つ。

¹⁰ 大夫は中国に派遣される外交使節で、外交事務を主管し、九州北部地域と中国との政治・経済往来を管轄する。

た。その上で、国造や伴造¹¹、県主¹²などの地方官職を設けた。国造は地方長官で、祭祀、軍事、裁判などの面で独自の権限を持ち、朝廷が地方に設けた屯倉を管理し、主に朝廷によって各地の首長が直接任命されて就任した。大和朝廷のもとで、各地方首長の間では行政と軍事の国家機能を分担し始めた。このように、初期の大和政権統治体制はある程度固められた。大和朝廷は緩やかな政治連合体から主従関係がより強固な氏族連盟国家へと転換し、国内における最高統治権威をほぼ確立した。

日本古代国家の初期形態は氏姓制度と部民制を統治基礎とする氏族連盟国家であった。このような政治形態は集権と分権が並立する特徴があることから、王権が長期にわたって中央と地方の豪族に分割されていた。豪族たちは実力が伸びるにつれて、権力と財富を奪い合うため、互いに争い続けた。特に6世紀後半以降、朝鮮半島への出兵、仏教排斥と崇拝、王位継承などの問題をめぐり、朝廷と中央豪族、中央豪族同士の矛盾と闘争が日増しに激化し、日本国内の政治が不安定となった。一方、日本の朝鮮半島における根拠地である任那が新羅に占領され、隋の文帝は中国の長期にわたる分裂状態を終え、統一的な中央集権国家を建立し、周辺地域へと勢力を拡大し続けた。ますます深刻化する内憂外患に直面して、日本の統治階層は政治改革を行い、国力を集中させて国内外の危機に対抗する必要性を十分に認識した。

593年、聖徳太子は1世紀余りにわたって中断していた中国大陸との外交関係を回復させ、隋に留学生や朝貢使節を何度も派遣し、隋の先進的な制度や思想文化を積極的に学んだ。国内では冠位十二階制や十七条憲法を制定し、一連の改革措置を通じて氏姓豪族の勢力を弱め、天皇を中心とする中央集権体制を築き、国家危機を救おうとした。しかし、このような改革は氏姓制度と部民制という二つの根本的な問題に触れなかったため、効果は限られていた。しかし、冠位制の制定、仏教思想の普及、中国儒家尊王思想の提唱などと、日本古代中央集権国家の成立に向けての前期準備がある程度整ったと言えよう。

4. 天皇を中心とする中央集権体制の成立

強大な外部脅威に直面する際、日本は通常、まず相手から学ぶ方法で自身を強化し、それから相手に対抗する傾向がある。618年の中国大陸において、唐は隋に代わり、より強盛な高度中央集権国家を建立し、周辺の小国を征服し始めた。東アジア全体は唐からの強大な威圧をしみじみと感じた。この時期、聖徳太子によって中国に派遣された留学生が次々と学業を終えて帰国し、唐の律令制度を宣伝し、大和朝廷には中大兄皇子を中心とする革新勢力が現れた。彼らは天皇を中心とする政治形態を目指し、中国統治階層が日本人の未開時代から既に築いてきた中央集権体制を導入することにより、危機一髪の皇権を救い、国家を強くし、内憂外患により効果的に対処することを望んでいた。

¹¹ 伴造は職能をもって朝廷に仕えた伴を統率・管理した者である。

¹² 県主は県を統治した首長である。朝廷直轄地の長とも、国造の支配下ともいう。

645年、中大兄皇子らの革新勢力は大化の改新を推し進め、本格的に中国の律令制度を取り入れようと試みた。まず、部民制を廃止し、全国の土地と人民を公地公民として、国家が統一的に管理することにした。班田収授法が中心となる土地制度を制定し、農民に土地が分配され、租税を納めることで国家の財政を支える体制が整えられた。また、天皇を中心とする官僚体制を築き上げた。朝廷においては、唐の三省六部制をモデルに中央官制を設けた。地方においては、唐の州県制に倣って国、郡、里という行政組織を設け、それぞれ国司、郡司、里長によって統治された。これにより、旧豪族の統轄勢力範囲が大和朝廷の直接的な統制の下に置かれ、中央からの命令を受けて地方統治が行われるようになった。これから、大和政権の政治形態は大きく変化し、律令制度に基づく中央集権的な政治体制が整えられ、日本の古代国家体制が一層強化された。

一方、自らの利益が侵害されたため、強大な守旧勢力は改革に対して常に抵抗の姿勢を示していた。特に冠位が13階から19階に増えるにつれて、革新勢力と守旧勢力との対立と衝突が絶えず顕在化してきた。これに対して、天智天皇は664年に甲子の宣という政治改革を行った。まず、冠位19階を26階に増やし、冠位の授与を通じて地方の中小豪族も朝廷の官僚体系に取り込んだ。その上で、各氏族を大氏、小氏、伴造氏などに分け、それぞれの氏長者に大刀、小刀、干楯弓矢を与え、各氏を統率する権威の象徴とした。そして、等級序列に基づいて各氏に相応の数の民部¹³、家部¹⁴を配備し、氏長者に私有民を持たせる権利を許可した。このように、それまで朝廷が未掌握であった豪族の隷属民がこの時はじめて把握され、支配が公認されたと考えられる。大和朝廷は一步引いて、守旧勢力に一定の特権を与えることで豪族の掌握を図り、中央集権を強化した。

天智天皇の崩御後、皇位継承問題をめぐり、朝廷内部の革新勢力と守旧勢力の間では再び死闘が繰り返され、壬申の乱が勃発した。最終的には、革新勢力が勝利を収め、守旧勢力はこれによって大きく弱体化された。その後、律令制がさらに発展し、日本古代国家の政治形態はより成熟した様相を呈してきた。まず、朝廷は甲子の宣の際に一部回復された私有民制度を廃止し、公地公民制の原則を守り抜いた。全国の公民を「五十戸を一里とし、一里ごとに長を一人配置する」という形で編成し、管理をさらに規範化させた。そして、冠位制を改訂し、30階の位階を新たに制定した。位階の授与を通じて、中央と地方官僚の権力が体系的に序列化され、天皇は「百官の長」となり、権力の至高性が実現した。また、政治は「二官八省」という制度の下で行われた。祭祀を司る神祇官と、それ以外の仕事を取り仕切る太政官という二つの役所が設けられた。太政官が最高の行政機関として国政全般を統括し、その下の中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大蔵省、宮内省がそれぞれの分野の事務を担当した。これにより、国家

¹³ 民部は部曲のことで、私有民や私兵などの身分のことである。

¹⁴ 家部は豪族諸氏の私有民である。

の統治制度がさらに体系的になり、「一君万民」式の国家政治形態が形成されたと言えよう。

5. 古代日本貴族政治の形成と特徴

歳月の経過とともに、中国の律令制度を模した新しい国家体制は、徐々に日本という国の実態に合わなくなってきた。日本の国土は昔から主に山地と丘陵で占められ、平野の耕地面積がかなり限られていた。従って、人口が増加するにつれて、十分な土地を国民に分配することが難しくなり、国民が課税を果たすことも大きな負担となるのはいうまでもないことであろう。8世紀後期から、租税を徴収するという律令国家の基本政策は次第に維持し難くなっていった。その代わりに、日本の律令貴族や寺院などは、新しい土地を探し、近くに住む農民や公地から逃げ出してきた人々を雇い、懸命に土地を開墾し、大規模な荘園を形成させ、私有地と財産を拡大し続けた。

荘園の発展に伴い、藤原氏をはじめとする日本の中央貴族は実力がますます伸びていき、国家政治においても重要な役割を果たし始めた。特に平安時代に入ってから、天皇の統治権は次第に有力な中央貴族に奪われ、大和朝廷の政治実権は貴族たちの間で争われるようになった。この時期、日本の律令体制は徐々に形骸化しつつあり、国家政治形態には大きな変化が生じてきた。藤原氏は天皇と婚姻関係を結ぶことを通じて皇室の外戚となり、その尊い身分を利用して朝廷において次第に大きな政治的影響力を築き上げた。藤原氏の女性たちが皇后や皇太后となることで、藤原氏が政権運営に関与することを裏で支え、藤原氏が主導する貴族政治は徐々に日本の歴史的舞台に立ち始めた。

まず、天皇が未だ幼児である場合、藤原氏の有力者は摂政¹⁵として大和朝廷の重要決定を下し、官僚任免や政策立案に深く関与した。藤原氏は天皇の名義で政治を行う立場にありながら、自らが信頼できる者を重要な官職に配置し、権力を集中し続けた。そして、天皇が成人である場合、藤原氏の有力者は関白¹⁶に就任し、国家の政権運営には大きな発言権を持っていた。例えば、重要な政策や法律を制定するに際して、関白が自らの意見を述べ、天皇の決定を左右することができた。このように、藤原氏は長期にわたって摂政と関白という官職を利用し、日本古代国家の政治実権を完全に手に入れた。この時期の地方では、国司などの地方律令官僚が中央から派遣されたが、彼らの権力も朝廷の中央貴族に制約されるようになった。

藤原氏が大和朝廷の実権を握る一方で、天皇の政治意向と対立することもしばしばあった。天皇や朝廷内部の他の勢力は、藤原氏からの圧力に対して抵抗感を抱いていた。これを背景に、平安時代後期、院政¹⁷という新たな政治形態が生まれた。院政の始まりは、白河天皇が退位して

¹⁵ 摂政は、令外官であり、君主が幼少あるいは病弱などの理由で政務を行うことができない場合に、その補佐をする役職のことである。多くの場合、君主の親族や配偶者が就任する。

¹⁶ 関白は、令外官であり、前近代の日本の朝廷において、成人の天皇を補佐する官職で、摂政とともに臣下が就きうる最高の職位である。

¹⁷ 院政は、上皇または出家した上皇である法皇が天皇に代わり政務を行う政治形態のことである。この政治形態は、「院」すなわち上皇の執政を常態とする。

白河上皇となったことに端を発した。白河上皇は、藤原氏による国家政治の干渉に対して、新たな政治体制を築こうとした。白河上皇は台頭した武士層を利用して自らの実力を強化し、次代の天皇を通じて政治意向を実現した。彼は院庁を設立した。院庁には、上皇の直属官僚が配置され、彼らが上皇の意志を受けて国政に関わった。院庁の官僚は、地方の荘園管理や税収に関する事務を担当し、院政の経済的基盤を固める役割を果たした。当時、院庁が大和朝廷の政治的中心となり、摂政と関白の役割が徐々に形骸化していった。

平安時代において、摂関政治と院政、両者とも貴族政治であった。摂関政治は外戚が国家意志を主導する政治形態である。藤原氏の歴代有力者は、絶えず皇室と婚姻を結ぶことによって、天皇の最高監護者と補佐者としての外戚地位を固めることに力を尽くし、皇室の精神的統治権威を借りて政治的特権と家門の利益を勝手に謀り、次第に国家政権を掌握した。同様に、院政時代には上皇が天皇の父という尊い皇族身分を頼りに、天皇に代わって国家権力を行使し、専制統治の政治モデルを実現した。摂関政治も院政も、いずれも私利私欲を追求することを根本的な価値指向としていた。そのほか、院政時代において、律令法典から離れ、軍事力に頼って政治的権勢を争う傾向がますます強まったと見られる。

6. おわりに

以上の通り、平安時代までの日本古代国家の政治形態は、数多くの段階を経てきた。最初の部落連盟共同体から、邪馬台国を経て、畿内連合政権一大和朝廷といった初期国家形態が現れ、社会階級や統治機構が徐々に明確化された。早期大和政権においては、集権と分権が並立する政治形態が著しいものであった。氏姓制度と部民制を統治的基礎とした大和朝廷では、王権が長期にわたって中央と地方の豪族に分割され、政治的不安定が続いていた。

大化の改新は日本古代国家の政治形態からして重要な転換点であると言えよう。中国の律令制度などを導入することにより、天皇を中心とする中央集権体制が徐々に形成され、「一君万民」式の国家政治形態が現れた。しかし、このような新しい国家体制は日本の政治文化には合わなかったことが徐々に明らかとなった。平安時代に入ると、日本の律令体制の維持が困難になり、荘園の発展に伴い、藤原氏が主導する摂関政治と上皇が主導する院政が相次いで登場した。これらの新たな政治形態は日本を統治した貴族政治と言い、私利私欲を追求する傾向が強かったものである。

本稿では日本古代国家政治形態の形成や変遷に関する研究を行うことを通じて、以下の数点が明らかとなった。まず、古代国家の政治形態は常に社会経済や文化状況と密接に関連し、それらの変化に応じて変遷しつつある。国内の地理環境、外部の国際環境や外来文化の影響などが日本古代国家の政治形態には大きな刺激を与えたと言える。中国大陸からの先進的文明は、日本古代国家の政治制度や思想文化の発展を促進し、日本独自の国家政治体制が発展する過程において不可欠であったと見られる。

そして、政治的権力の集中と分散は、安定性と発展性のバランスを求めなければならない。集権化が過度に進むと、既存の政治体制や社会秩序に基づいて利益を得てきた守旧勢力が、自ら

の地位や権力が脅かされることに怯えて抵抗を行い、政治的対立が激化され、国家が分裂するリスクが高まる。一方、分権化が過度に進むと、各地域や各集団が自らの利益だけ追求することになる。その結果、中央が統制力を失い、国家政策の実行が困難化する。また、異なる集団の間では利益紛争をめぐる衝突が多くなり、国家の政治的混乱が広がりやすくなり、経済活動や社会生活に大きな悪影響を与え、国家全体の発展を阻害するリスクが生じる可能性が高いである。

更に、本研究は現代の国家運営にも重要な啓示を与えたと言えよう。国家の政治改革という行為は、決して単純なものではなく、多くの要素を考慮しなければならない。社会全体の利益を考慮し、各階層のバランスを保つことが非常に大切である。また、現代社会はグローバル化が進み、異文化との接触が日常化しており、このような情勢の中、異文化の理解と交流がますます重要になっている。異文化に対する理解が深まることで、他の国や民族が持つ有益で新しい技術や文化を自国に取り入れ、国家の発展を促進し、国際社会での競争力を高めることができると考えられる。

今後の研究では、日本古代国家の政治形態と他の国の古代政治形態との比較研究も重要な課題であると思われる。

参考文献

- 呉廷璆 (1994) 『日本史』 南開大学出版社
中田興吉 (2014) 『倭政権の構造』 岩田書院
石母田正 (2001) 『日本の古代国家』 岩波書店
大津透 (2020) 『律令国家と隋唐文明』 岩波書店
井上光貞 (1965) 『日本古代国家の研究』 岩波書店
森田悌 (1997) 『日本古代の政治と宗教』 雄山閣出版
門脇禎二 (1995) 『日本古代国家の展開』 思文閣出版
竹島寛 (1982) 『王朝時代皇室史の研究』 名著普及会
小林敏男 (2006) 『日本古代国家形成史考』 校倉書房
坂上康俊 (2023) 『唐法典と日本律令制』 吉川弘文館
古代学協会 (1965) 『撰関時代史の研究』 吉川弘文館
堀敏一 (1998) 『東アジアのなかの古代日本』 研文出版
山尾幸久 (2021) 『古代日本の民族・国家・思想』 塙書房
森田悌 (1982) 『解体期律令政治社会史の研究』 国書刊行会
鈴木靖民 (2012) 『日本古代の王権と東アジア』 吉川弘文館
井上光貞、笠原一男、児玉幸多 (1983) 『日本史』 山川出版社
鈴木靖民 (2011) 『日本の古代国家形成と東アジア』 吉川弘文館
岸俊男[編] (1988) 『日本の古代 15 古代国家と日本』 中央公論社
朝尾直弘、網野善彦[ほか] (1994) 『日本の社会史 6 社会的諸集団』 岩波書店